

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
職員の退職手当に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員の退職手当金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 本会の職員が退職又は勤務中に死亡したときは、退職手当金を支給する。ただし、次に掲げるものにはこれを支給しない。

(1) 臨時の職員

(2) 懲戒又はこれに準ずべき事由によって退職を命ぜられた者

(3) 禁固以上の刑が確定した者

(退職金の支給)

第3条 職員の退職手当金の支給に関しては、別に定めるものを除くほか「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金規程」及び「千葉県社会福祉事業共助会退職年金共済規程」により支給する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。